

感染防止安全計画の策定等について

別紙2

1 感染防止安全計画の策定

(1) 対象

「参加（予定）人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」（大声なしの場合に限る）のイベント

(2) 項目

項目	基本的な感染対策
1 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底 等
2 手洗、手指・施設消毒の徹底	こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底 等
3 換気の徹底	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底 等
4 来場者間の密集回避	入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 等
5 飲食の制限	飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 等
6 出演者等の感染防止策	有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理の徹底 等
7 参加者の把握・管理等	チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握、直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起 等

【出典】内閣官房事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（令和3年11月19日）

(3) 提出

原則として、イベント等の開催日の2週間前までに県に提出

(4) 結果報告書の提出

イベント等の終了後、1ヶ月以内を目途に（クラスター等の発生が確認された場合は、直ちに）、結果報告書を県に提出

2 感染防止安全計画を策定しないイベント等の対応

(1) 対象

全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人超のイベント

(2) 対応

業種別ガイドライン等を踏まえ、県が定める「チェックリスト」に感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表